

(別記) 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査・特定保健指導の実施状況の公表方法等について

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定健康診査・特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の発症・重症化の予防により医療費を適正化するため、保険者が共通に取り組む保健事業であり、保険者機能の責任を明確にする観点から、厚生労働省において、全保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施率を2017年度実施分から公表することとしています。

この具体的な公表方法等について、保険者の準備に資するよう、現時点の検討内容についてとりまとめましたので、各保険者への周知をお願い申し上げます。

なお、現時点では下記のとおりに対応とすることを考えていますが、仮に追加の対応が生じた場合には、速やかに周知させていただきます。

記

1 公表する項目について

厚生労働省が公表する実施率の情報は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第5条の規定、並びに「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」（平成29年10月30日付け保発1030第8号）の規定に基づき、保険者が厚生労働省に報告し、レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）に記載されているデータから抽出するものであり、法定義務である特定健康診査・特定保健指導の各保険者の実施状況について、公表の根拠となる数字をできるだけ明らかにする観点から、実施率に加えて、以下のとおり、対象者数、受診者数、終了者数を公表する。

- ① 特定健康診査：対象者数、受診者数、実施率
- ② 特定保健指導：対象者数、終了者数、実施率

なお、特定健康診査対象者数は当該通知に規定している集計情報ファイルにおける特定健康診査対象者数を用いる。

また、特定健康診査受診者数、特定保健指導対象者数及び特定保健指導終了者数は、当該通知に規定している特定健診情報ファイル及び特定保健指導情報ファイルのデータをもとに、厚生労働省において抽出する。

2 特定保健指導の対象者数及び終了者数の取扱いについて

特定保健指導の該当の有無については、健診結果の一部に関わる機微な情報であり、個人が特定されないよう一定の配慮を講じる必要があるため、NDBに収載されているデータの取扱いについて定めた「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」(※1)を踏まえ、特定保健指導の対象者数又は終了者数が10人未満となる保険者については、実施率のみを公表することとする(対象者数及び終了者数は非公表とする)。

なお、特定健康診査の対象者数及び受診者数の情報は、個人の健診結果に関わる情報ではないことから、10人未満の場合でも公表することとする(この場合、特定保健指導は実施率のみの公表となる)。

(※1)「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000135460.pdf>

3 その他公表に係る取扱いについて

- (1) 公表する数値は、保険者からの実績報告に基づくものであり、保険者が事前に把握可能であることから、公表前に厚生労働省が保険者に対して数値の確認を求めることはしないこととする。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金で最終的に受付しNDBに収載されたデータは、匿名化・暗号化されたデータであり、差し替えができないことから、実施状況の公表後に保険者の事情によってデータの登録漏れ等があった場合でも、原則、数値の訂正は行わないこととする。
- (3) 保険者において解散・合併があった場合には、原則として、当該実施年度における保険者名(解散・合併前の保険者名)で公表することとする。

4 適切な実績報告について

現在、保険者から厚生労働省に、毎年11月1日までに前年度の実績報告が提出されるが、保険者から提出されるファイルのデータ不備等により、保険者での修正と社会保険診療報酬支払基金での再受付が発生し、NDBへのデータの収載に時間を要している。

2017年度の実施状況は2019年3月の公表を予定しているが、的確なデータで公表するためには、データ不備等による再受付を可能な限りなくす必要があるため、保険者においては、保険者から提出されるファイルの不備等の具体例(※2)を参照いただき、期日までに適切なデータで実績報告を行うとともに、データの不備等による再受付が生じることのないよう、御配慮いただきたい。

(※2) 保険者から提出されるファイルの不備等の具体例

- ・ 2017 年度の実績報告は、第 2 期特定健康診査等実施計画期間におけるファイル仕様で行う必要があるが、第 3 期特定健康診査等実施計画期間におけるファイル仕様で行っている
- ・ 腹囲等の検査値や医師の判断の記録が欠損している
- ・ 匿名化が適切に行われていない
- ・ 全角入力が必要な項目について半角で入力されている
- ・ 報告対象年度に誤りがある
- ・ 実績報告のファイル構成に誤りがある等

以上

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金